

(別添)

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長(国税5)(法人税:義)
2	要望の内容	(1)措置の対象 PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の適用期限を延長2年間する。  (2)措置内容 特別償却措置(初年度8/100)
3	担当部局	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	PCB汚染物等処理用設備 PCB汚染物等処理用設備は、平成13年度に拡充され、平成15年度・平成17年度・平成18年度、平成20年度税制改正において、2年間の延長が認められ、平成22年度税制改正要望においては、対象を環境大臣による無害化認定を受けて設置された施設に限定し、1年間の延長が認められた。平成23年度税制改正要望では、特別償却率を14%から8%に下げた上で、1年間の延長が認められた。  石綿含有廃棄物無害化処理用設備 石綿含有廃棄物無害化処理用設備は、平成18年度に拡充され、平成19年度税制改正において、産業廃棄物処理用設備のうちばい煙処理装置を石綿含有廃棄物無害化処理用設備とともに使用されるものに対象を限定され、平成20年度税制改正において、2年間の延長が認められ、平成22年度税制改正要望において、1年間の延長が認められた。平成23年度税制改正要望では、特別償却率を14%から8%に下げた上で、1年間の延長が認められた。
6	適用又は延長期間	2年間(平成24年4月1日～平成26年3月31日)
7	必要性等	(租税特別措置等により実現しようとする政策目的) PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備の整備を促進することを通じて、PCB廃棄物、石綿含有廃棄物等の適正な処理の確保し、もって生活環境の保全を図る。
	政策目的及びその根拠	(政策目的の根拠) ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第10条 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第215号)第3条 ・アスベスト問題に係る総合対策(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合とりまとめ) (以下、該当箇所抜粋)

			「アスベスト廃棄物処理施設(溶融施設、破碎施設等)を所得税・法人税の特別償却の対象施設として追加する等の税制上の措置により、アスベスト廃棄物の無害化処理を促進する。また、無害化処理の研究・技術開発を支援する。」
		政策体系における政策目的の位置付け	廃棄物・リサイクル対策の推進
		達成目標及び測定指標	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>PCB汚染物等無害化処理用設備 無害化処理施設の設置を進め、PCB廃棄物特別措置法に基づき微量PCB汚染廃電気機器等の処理を政令で定める期間内(平成28年7月まで)に完了する。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備 無害化処理施設を早急に設置し、石綿含有廃棄物の無害化を確実に遂行する。</p> <p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有廃棄物処理量 (単位)</li> <li>・PCB汚染廃棄物等処理量 (単位)</li> </ul> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>本税制優遇措置により、PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備の設置が促進され、そのことにより有害性のある微量PCB汚染廃電気機器等や石綿含有廃棄物等の無害化処理が進み、もって生活環境の保全に資する。</p>
8	有効性等	適用数等	<p>&lt;過去実績&gt;</p> <p>PCB汚染物等無害化処理用設備(単位:件)</p> <p>平成21年度 0</p> <p>平成22年度 0</p> <p>本特例措置の適用実績が0件である理由:PCB汚染物等無害化処理用設備については、平成21年より無害化認定の対象とされたところであり、認定実績が少なかったこと及び認定を受けた企業が赤字決算であったこと等の理由から本特例措置の対象とならなかったため。</p> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備(単位:件)</p> <p>平成19年度 1</p> <p>平成20年度 0</p> <p>平成21年度 0</p> <p>平成22年度 1</p> <p>&lt;今後の見込み&gt;</p> <p>PCB汚染物等無害化処理用設備(単位:件)</p> <p>期間内におおむね10件が見込まれる。</p> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備(単位:件)</p> <p>期間内におおむね4件が見込まれる。</p>

	減収額	<p>14 百万円 (平成 22 年度実績)</p> <p>(算定根拠)</p> <p>(特別償却の対象となった資産の取得価格) × (特別償却率) × (法人税率)</p> <p>= 323(百万円) × 0.14(平成 22 年度までは 14%) × 0,3</p> <p>14(百万円)</p>
	効果・達成目標の実現状況	<p>(政策目的の実現状況) (分析対象期間:平成 22 年度～平成 23 年 8 月)</p> <p>PCB 汚染物等無害化処理用設備</p> <p>微量 PCB 汚染廃電気機器等については、平成 21 年 11 月に無害化認定制度の対象となったところであり、平成 23 年 8 月段階で、無害化処理認定申請件数は 5 件、認定件数は 4 件となっている。今後さらに申請件数が増加し、今年度は前回要望時の目標件数を概ね達成するものと見込まれる。</p> <p>石綿含有廃棄物無害化処理用設備</p> <p>平成 23 年 8 月段階で、2 社に対し、環境大臣の無害化処理認定を出しており、目標達成に向け着実に増加しているところ。無害化処理技術の開発には実証試験用の設備の設計・設置、実証試験の実施、排ガス・無害化処理物の分析等の試験結果の評価、生活環境影響調査や住民調整等の事前準備が必要であり、石綿含有廃棄物の排出量に応じた処理能力を確保するには、今後数年程度の期間が必要である。</p> <hr/> <p>(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況) (分析対象期間:平成 22 年度、平成 24 年度～平成 25 年度)</p> <p>&lt; 過去実績 &gt;</p> <p>平成 22 年度に、4,060 トンが処理された。</p> <p>&lt; 今後の見込み &gt; (平成 24 年度～平成 25 年度)</p> <p>期間内に、おおむね 220,000 トンの処理が見込まれる。</p> <hr/> <p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響) (分析対象期間:平成 24 年度～平成 26 年度)</p> <p>石綿含有廃棄物等については、建築物の解体等の増加により大量に発生すると考えられることから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、その処理方法は事実上、最終処分場に埋め立てる方法に限られているところであり、一刻も早い無害化処理施設の整備が求められている。また、微量 PCB 汚染廃電気機器等については、法に基づく期限内処理の推進のために、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させなければならない。仮に本税制優遇措置が延長されなかった場合、有害性のあるこれら廃棄物の無害化処理が促進されず、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態や最終処分場のひっ迫を招くことが想定される。</p> <hr/> <p>(税収減を是認するような効果の有無) (分析対象期間:平成 24 年度～平成 25 年度)</p> <p>PCB 汚染物等無害化処理用設備</p> <p>PCB 廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB 廃棄物特別措置法」という。)に基づき、定められた期限(平成 28 年 7 月)までに PCB 廃棄物を処分しなければならないこととされており、早期にかつ確実に処理していく必要がある。</p> <p>このうち、微量 PCB 汚染廃電気機器等(平成 14 年 7 月にその存在が判明し</p>

			<p>た、微量の PCB に汚染された絶縁油を使用した電気機器等が廃棄物となったもの)については、平成 21 年 11 月に制度改正を行い、従来の都道府県知事による許可に加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)における無害化処理に係る特例制度を活用して、環境大臣が微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理業者について認定を行うこととし、PCB 廃棄物処理基本計画においても位置付けたところである。微量 PCB 汚染廃電気機器等の期限内処理の達成のためには、できるだけ早期に処理施設の導入・整備を促進させる必要があり、本税制による措置が引き続き必要不可欠である</p> <p>石綿含有廃棄物等無害化処理用設備</p> <p>石綿含有廃棄物の排出量の増加(ストック量約 4000 万トン、年間排出量 100 万トン以上)が予想される中で、住民の不安を背景とした石綿含有廃棄物の忌避に加え、今後、大量に排出されることが予想されている石綿含有廃棄物の処理が滞留し(年に数十万トンと予想)、不法投棄や不適正処理が頻発して、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念される。このため、石綿含有廃棄物について無害化処理という新たな処分ルートを平成 18 年の廃棄物処理法の改正によって確立し、取扱いについても厳格な処理基準を設けたところ。</p> <p>このため、今後の石綿含有廃棄物等による健康被害を拡大しないための対応の一環として、石綿含有廃棄物の適正処理を徹底しつつ、税制優遇措置により今後増大が見込まれる石綿含有廃棄物の処理に必要な受け皿を確保する必要がある。</p> <p>また、廃石綿等の埋立処分については、廃石綿等を受け入れている最終処分場の周辺住民を中心として、処分業者の取り扱いによっては最終処分場への投入時や転圧時等における二重こん包袋の破袋等により石綿が飛散する危険性を危惧する声があることから、平成 22 年の政令改正により、廃石綿等の埋立処分基準を更に強化したところ。一方で、石綿含有廃棄物等の排出量の増加が見込まれており、埋立処分以外の処分ルートを早急に確保する必要がある。したがって、本税制優遇措置により、一刻も早く無害化処理施設の整備を行うことが必要。</p>
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	PCB 廃棄物・石綿廃棄物の施設は設置時のコストが高額であり、税制措置による支援が適当。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算措置:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 (11,516 千円)</li> <li>・PCB 廃棄物適正処理対策推進事業 (97,121 千円の内数)</li> </ul> <p>地方税:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税の課税標準の特例</li> </ul> <p>融 資:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫による融資制度(環境・エネルギー対策資金)</li> </ul> <p>PCB 廃棄物・石綿含有廃棄物の無害化処理技術を認定するなど、これら廃棄物の適正処理を促進するための予算措置については事業者による処理施</p>

			設の設置を直接に促進するものではない。
		地方公共 団体が協 力する相 当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成 22 年 8 月